

# 業務部速報



No. 116

発行 26. 2. 4

JR東労組 業務部

## 「購入券制度の変更について」特定の社員(社友会)への 申11号 情報提供等に関する緊急申し入れ 第2回団体交渉を行う！

I. 総務・法務戦略部発出の「購入券制度の変更について(2026年4月1日から)」を特定の社員(社友会)に情報提供した経過と原因を明らかにすること。

■会社回答 ■ 購入券制度の見直しに関し、関係者に確認したところ、結果として関係者以外にまで情報が伝達されたものである。 ●組合 ■会社

●前回交渉で再調査することを求め中断となつたが、調査した内容を明らかにすること。

■調査した時系列について

①12/19 10:30 頃

本社総務・法務戦略部から各機関(2本部10支社・新幹線統括本部)の総務担当のユニットリーダー宛に「購入券制度の変更について、ご質問やご意見があれば受け付けます」との内容のメールを送信する。



②12/19 11:10 頃

当該千葉支社の総務・広報・勤労ユニットのユニットリーダーは、支社企画総務部の担当社員に対して同様のメールを送信する。

③12/19 12:50 より前

総務・広報・勤労ユニットのユニットリーダーは、業務を行うフロアにおいて、情報漏洩を行った当該社員(企画総務部社員 千葉支社社友会代表幹事)に対して「周りにも情報共有してしっかりやつてくれ」と口頭で伝える。

④12/19 12:50 頃

情報を知得した当該社員(企画総務部社員 千葉支社社友会代表幹事)は、支社ビル内各部門の社友会幹事が入っているグループラインにて「**購入券制度の見直しについて社友会会員の皆様にいち早く情報の展開がありましたのでぜひご覧ください**」との内容を送信する。



⑤12/19 12:50 以降

支社各部門社友会幹事は、各職場の社友会幹事にLINEを送信する。その後職場社友会幹事は、職場内社友会全体LINEに共有する。

●当該の支社社友会代表幹事は、なぜ社友会会員へいち早く情報展開されたと認識したのか。

■社友会への情報提供ではなく、支社関係者に対してメールを送信したが、社友会代表幹事が勘違いをした。理由は、ユニットリーダーから口頭で「周りにも情報共有してしっかりやつてくれ」と言われ共有していいと思ったため。

●業務上知り得た情報を展開することは問題だ。  
●会社は問題だと受け止めているのか！

■一部社員しか知り得ないことを広めたことは適当ではない。  
■適当ないと同義語であるが、問題だと受け止めている。

●**業務時間中に社友会活動してはならない**。LINEを送った側、受け取った側、業務時間中にLINEをしていたのではないのか。しかも執務スペースでLINEしているのではないか！再度調査を求める！

■了解した。どこまでできるかはあるが、再度調査する。

●社員間差別や、不当労働行為に捉えかねないという問題認識で議論している。**社友会と支社の関係に疑惑を持たざるを得ない！今後の過半数代表者選挙にも影響を及ぼすのではないか。公平・公正な過半数代表者選挙が行われるのかとの強い問題意識を持つ。**

■**不当な形での差別はしない。社友会は任意団体である。不当労働行為を容認するものではない。関係法令等を遵守していく考えである**という第2項の回答は重みがあると認識している。課題認識を持って真摯に議論している。過半数代表者選挙は、各職場、本人の意思で立候補していただいているので、会社としてどうこういうものではない。

事実経過を明確にして原因究明を行うために再調査を求め、再発防止に向けて継続して議論を行ないます！